

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和8年度の初日から令和8年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量 下段:協定対象外 輸入基準数量	上段:輸入数量 下段:協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	90 トン	82 トン	8 トン
		90 トン	82 トン	8 トン
3	クリーム	64 トン	20 トン	44 トン
		30 トン	11 トン	19 トン
4	粉乳類	26,878 トン	8,935 トン	17,943 トン
		19,875 トン	7,620 トン	12,255 トン
5	無糖れん乳	1,437 トン	234 トン	1,203 トン
		1,423 トン	84 トン	1,339 トン
6	加糖れん乳	116 トン	92 トン	24 トン
		29 トン	34 トン	超過済
7	ヨーグルト	13 トン	5 トン	8 トン
		13 トン	5 トン	8 トン
8	バターミルク	23 トン	14 トン	9 トン
		23 トン	4 トン	19 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754 トン	20,363 トン	33,391 トン
		39,183 トン	12,310 トン	26,873 トン
10	その他の乳製品	12,035 トン	1,722 トン	10,313 トン
		5,162 トン	1,226 トン	3,936 トン
11	バター	19,977 トン	4,923 トン	15,054 トン
		15,596 トン	3,482 トン	12,114 トン
12	豆類	84,672 トン	32,018 トン	52,654 トン
		47,546 トン	14,057 トン	33,489 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206 トン	2,138,962 トン	3,482,244 トン
		5,167,393 トン	1,910,576 トン	3,256,817 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662 トン	529,199 トン	720,463 トン
		190,794 トン	88,717 トン	102,077 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114 トン	270,391 トン	837,723 トン
		1,108,114 トン	270,391 トン	837,723 トン
15	コーンスターチ	3,816 トン	2,579 トン	1,237 トン
		3,438 トン	2,334 トン	1,104 トン
16	ばれいしょでん粉	18,810 トン	6,639 トン	12,171 トン
		13,625 トン	5,861 トン	7,764 トン
17	マニオカでん粉	144,840 トン	34,432 トン	110,408 トン
		142,793 トン	34,381 トン	108,412 トン
18	サゴでん粉	20,881 トン	7,313 トン	13,568 トン
		19,747 トン	7,313 トン	12,434 トン
19	その他のでん粉	1,929 トン	548 トン	1,381 トン
		1,705 トン	548 トン	1,157 トン
20	イヌリン	2,571 トン	705 トン	1,866 トン
		84 トン	0 トン	84 トン
21	落花生	30,113 トン	14,255 トン	15,858 トン
		17,414 トン	7,955 トン	9,459 トン
22	こんにゃく芋	73 トン	75 トン	超過済
		73 トン	75 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,461 トン	1,901 トン	8,560 トン
		2,067 トン	196 トン	1,871 トン
24	でん粉調製品	1,717 トン	628 トン	1,089 トン
		874 トン	406 トン	468 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,112 トン	611 トン	3,501 トン
		1,522 トン	39 トン	1,483 トン
27	調製食用脂	16,743 トン	3,351 トン	13,392 トン
		1,756 トン	324 トン	1,432 トン
28	繭	1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
		1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
29	生糸	195 トン	42 トン	153 トン
		195 トン	42 トン	153 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。